附　則

（施行期日）

1　この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前に締結したこの政令による改正前の不動産特定共同事業法施行令第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる契約（予約を含む。）については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第七項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「第六条の十四第三項」の下に「（第六条の十四の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条の六第一項中「第六条の十四第二項（」の下に「第六条の十四の二第二項及び」を加える。

第六条の十一中「規定を」の下に「第六条の十四の二第二項及び」を加える。

第六条の十二第一項中「、第六条の十四及び第六条の十五」を「及び第六条の十四から第六条の十五まで」に改める。

第六条の十四第一項中「次条」の下に「及び第六条の十五」を加え、「号俸数とする」を「号俸数とするものとし、勤務成績が良好でない職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする」に改め、ただし書を削り、同項第一号中「（法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあつては、四号俸以上）」を削り、同項第二号中「（昇給抑制年齢職員にあつては、三号俸）」を削り、同項第三号中「（昇給抑制年齢職員にあつては、二号俸）」を削り、同項第四号中「（昇給抑制年齢職員にあつては、一号俸）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六条の十四の二　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項第一号に掲げる職員（以下この条において「昇給抑制等年齢職員」という。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二第一項に規定する勤務成績の証明及び同条第二項に規定する事由に基づいて決定される次の各号に掲げる昇給抑制等年齢職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数とするものとし、勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員、勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする。

一　勤務成績が極めて良好である昇給抑制等年齢職員　一号俸

二　勤務成績が特に良好である昇給抑制等年齢職員　二号俸以上

2　前条第二項及び第三項の規定は、昇給抑制等年齢職員の昇給の号俸数について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の十五第一項中「第六条の十二」を「第六条の十二第一項」に改め、「証明」の下に「及び同条第二項に規定する事由」を加え、「号俸数とする」を「号俸数とするものとし、勤務成績が良好である専門スタッフ職員（職務の級が三級の職員に限る。）、勤務成績がやや良好でない専門スタッフ職員及び勤務成績が良好でない専門スタッフ職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前条第二項」を「第六条の十四第二項」に、「次条第一項」を「第六条の十五第一項」に改める。

第六条の十六中「第八条第七項」を「第八条第七項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第二十四条第一号中「第七項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第七十三号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号へ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（銀行法施行規則の一部改正）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一の十四中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号へ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

第三十四条の二の十四中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加える。